

議事（ 2 ）

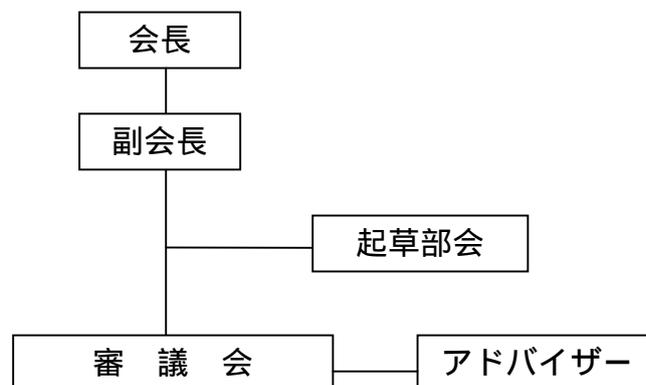
市民憲章案の答申に向けた進め方について（案）

市民憲章について

「市民憲章」とは、市民一人ひとりがまちづくりに主体的にかかわっていくための目標やスローガンを表したものです。大きな面積と数多くの町内・集落を抱える本市にとっては、市としての一体感を醸成するためにも重要なシンボルとなります。本審議会では、市長の諮問を踏まえ12月議会への提案を考慮し、10月末頃までに市民憲章案として市長に答申します。

審議会の体制

審議会は、「村上市市民憲章等審議会規則」によるものとします。また、スムーズな市民憲章案の立案をおこなうため、審議会に素案の作成に関する作業部会を設置します。



市民憲章案作成の手順

市民憲章案の作成は次のように進めます

市民憲章素案については、起草部会が作成します

- ・ 素案づくりは、村上市慣行審議委員会の提言や、旧市町村の市民憲章、各地域のまちづくり組織の理念や目標、過去のワークショップなどから、市の特色や文化、風習などをキーワードとし、簡潔な文章にまとめていく作業を行います。

市民憲章素案が形となってきたところで、専門知識のあるアドバイザーに文章構成や言い回しなどの基本事項についての助言をいただきます

市民憲章素案をもとに審議会で多くの意見を出し合い、更に検討を行います

市民憲章素案がまとめ次第、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見を聴取します。その後、パブリックコメントでの意見やアドバイザーの助言を参考として修正等を行った後、審議会で市民憲章案の決定を行います。

完成した市民憲章案を市長に答申します

市民憲章作成にあたっての基本的な考え方

地区や地域にとらわれず、市民の一体感を醸成する趣旨のものとしします。

郷土に対する愛着を深め、広く市民から親しまれることを考慮します。